

# 宿 舎 貸 与 申 請 書

国立大学法人長崎大学 施設部長 殿

令和 年 月 日

旧 住 所 \_\_\_\_\_

所属部局名 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

フリガナ

氏 名 \_\_\_\_\_

宿舎の貸与を受けたいので申請します。なお、下欄記載の同居者についても、併せて申請します。

宿舎の使用については、法令の規定・宿舎入居者のしおり及び担当係の指示に反しないことを確約します。

1 入居希望日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

2 申請の理由 \_\_\_\_\_

3 同居者

氏 名	年 令	性 別	本人との 続 柄	職 業 (学年)	備 考

# 宿 舎 貸 与 承 認 書

令和 年 月 日

国立大学法人長崎大学施設部長

上記申請者に対し、下記のとおり宿舎の貸与を承認します。また、上記同居者についても、併せて承認します。

記

1 宿舎

所在地		宿舎名及び戸番	
		宿 舎	棟 号
宿舎使用料月額	入 居 日	備 考	
円	令和 年 月 日	「2貸与の条件」参照	

(注) 宿舎使用料には、自動車の保管場所に係るものを含まない。

## 2 貸与の条件

- (1) 被貸与者（宿舎の貸与を受けている者をいう。以下同じ。）は、善良な管理者の注意をもって宿舎を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者は、宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住用以外の用に供し、又は承認を受けずに改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者は、その責に帰すべき事由により宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損害又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りではない。
- (4) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により宿舎が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は、被貸与者が負担しなければならない。
- (5) 宿舎の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合には、その該当することとなった日から 20 日以内に宿舎を明け渡さなければならない。
  - イ 職員でなくなったとき。
  - ロ 死亡したとき。
  - ハ 転任、配置換、勤務する部署の移転その他これらに類する事由により宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
  - ニ 宿舎についての大学等の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたため明渡しを請求されたとき。
  - ホ 宿舎の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき。
- (6) 宿舎の貸与の承認を受けた者は、1 の入居日から 10 日以内に宿舎に入居しなければならない。入居期限までに入居しないときは、貸与の承認を取り消すことがある。
- (7) 被貸与者が宿舎を明け渡す場合には、明け渡す日の 30 日前までに宿舎明渡届を提出しなければならない。また、明け渡す際には、宿舎を正常な状態において明け渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りではない。
- (8) 被貸与者は、新たに主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、すみやかに宿舎担当者へ届出を行い、維持管理機関の承認を得なければならない。
- (9) 宿舎の維持管理の必要に基づいて、大学において宿舎の内外を調査するときは、被貸与者は正当な事由がなくこれを拒んではならない。
- (10) 動物の飼育をしてはならない。（小鳥、金魚等を除く）
- (11) 上記のほか、被貸与者は、宿舎の使用についての指示に反してはならない。